

中山間地域等直接支払制度の取組状況

第三期中山間地域等直接支払制度が平成22年度から始まりました。昨年度に行われた様々な活動、取組内容について紹介します。

集落における取組状況

① 農業生産活動

農地を適正に管理し、農作業の受委託、鳥獣被害防止対策を推進し、耕作放棄の防止を図りました。

② 水路・農道等の管理

共同取組活動として、草刈や道路、水路の補修等を実施しました。

③ 多面的機能を増進する活動

多くの集落で、菜の花、コスモス等の景観作物の作付が行われました。

④ 生産性・収益の向上、担い手の定着などの取組

農作業の受委託、機械・施設の共同利用、共同作業、担い手への農地集積等に取り組みました。

詳しくは農林水産課へお問い合わせください。

● 問い合わせ

農林水産課 ☎ 2111 内線 352

集落協定を締結している集落数と参加者数(単位：人)

	柳井	日積	伊陸	余田	伊保庄	大島	全体
集落協定数	2	18	19	3	3	4	49
参加者人数	45	425	299	56	51	51	927
うち 農業者	41	382	277	54	51	49	854
うち非農業者	4	43	22	2	0	2	73

地区別集落協定面積(単位：ha)

	柳井	日積	伊陸	余田	伊保庄	大島	全体
協定面積	21.1	152.1	209.4	28.8	50.0	21.9	483.3
うち田	20.2	148.2	206.4	28.8	49.7	14.5	467.8
うち畑	0.9	3.9	3.0	0.0	0.3	7.4	15.5

直接支払交付金の交付状況(単位：千円)

	柳井	日積	伊陸	余田	伊保庄	大島	全体
交付金額	2,123	22,336	21,539	3,830	6,516	3,461	59,805

交付金は集落協定内の営農活動や農地のもつ多面的機能を維持するために活用されています。

「やまぐち森林づくり県民税」を活用した森林の整備

県では、本年度も「やまぐち森林づくり県民税」を活用した次の事業を実施します。荒廃したスギ・ヒノキの人工林や繁茂拡大した放置竹林でお困りの場合はお気軽にご相談ください。

なお、事業対象の森林には一定の基準がありますので、詳しくはお問い合わせください。

■ 公益森林整備事業

長期間放置され荒廃している36年生以上のスギ・ヒノキ人工林を対象に、40%以上の強度間伐を行います。

■ 竹繁茂防止緊急対策事業

公共施設や住宅地周辺などの繁茂拡大した放置竹林の、緊急的な伐採を行います。



森林整備(イメージ)

● 問い合わせ

岩国・柳井農林事務所森林部 ☎ 0827 29 1565 / 農林水産課 ☎ 2111 内線 354